

複雑な改正内容をコンパクトに整理!

政/省/令/対/応

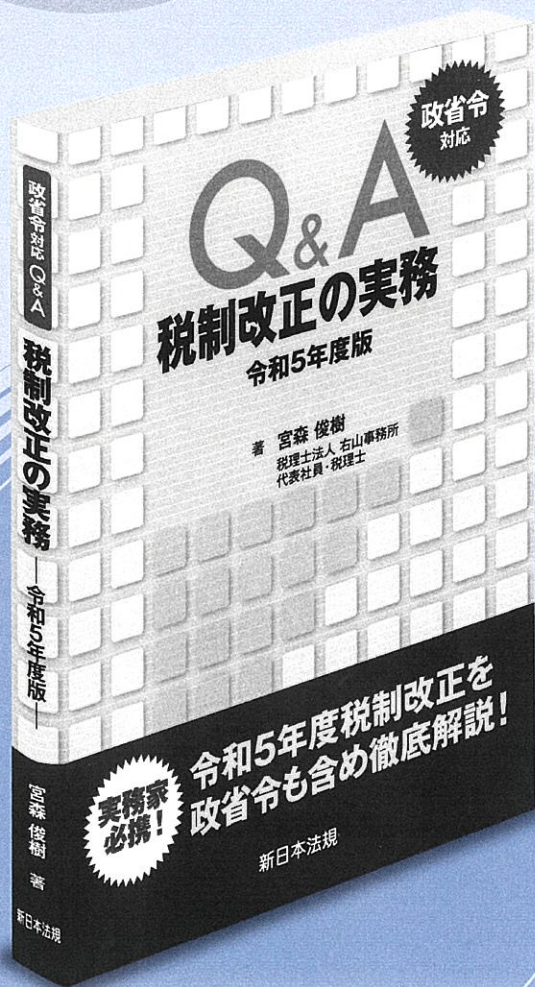
Q
&
A

税制改正の実務

—令和5年度版—

著

宮森 俊樹 (税理士法人 右山事務所 代表社員・税理士)



特 色

- ◆ 令和5年度税制改正の解説を政省令の内容まで反映!
- ◆ 税理士・中小企業経営者が知りたい疑問点をコンパクトに!
- ◆ 改正のPOINTと図表を織り交ぜながら解説!

A5判・総頁262頁
定価3,300円 (本体3,000円) 送料410円
ISBN978-4-7882-9219-2

☎ 0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

掲載内容

I 個人所得課税

- 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化
- 特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し
- 給与所得者の特定支出控除の特例の見直し
- 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予の見直し
- 個人事業者の各種届出書の簡素化
- 年末調整関係書類の記載事項の簡素化
- 源泉徴収票の提出方法等の見直し
- 調書等の提出方法の見直し
- 国民健康保険税の拡充
- 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置の延長
- 所得税の非課税措置の見直し

II 金融証券税制

- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（NISA制度）の抜本的拡充・恒久化
- 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）の廃止
- スタートアップへの投資に係るエンジェル税制の措置の拡充
- 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）の拡充
- 改正資金決済法施行に伴う電子決済手段に係る所要の措置

III 住宅土地税制

- 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の拡充等
- 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除の見直し
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し
- 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し等
- 適用期限の延長

IV 資産課税

- 相続時精算課税制度の見直し
- 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等
- 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し
- 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の見直し
- 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の見直し
- 一部の相続人から更正の請求があった場合の他の相続人に係る除斥期間の見直し

V 法人課税

- オープンイノベーション促進税制の拡充
- 企業による学校教育における企業先導人材の育成
- DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の見直し
- 中小企業者等の法人税率の特例の延長
- 中小企業向け設備投資促進税制の見直し
- 中小企業経営強化税制の対象資産の見直し

- 地域未来投資促進税制の拡充等
- 中小企業防災・減災投資促進税制の拡充等
- 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し
- 暗号資産の保有に係る期末時価評価課税
- 適用期限の延長・廃止等

VI 消費課税

- 返還インボイスの交付義務の見直し
- 帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引
- インボイス発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の創設
- インボイス請求書発行事業者登録制度の見直し
- 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し
- カジノ業務に係るものとして経理される課税仕入れ等の規定の創設

VII 納税環境整備

- 電子帳簿等保存制度の見直し
- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し
- 電子取引データの保存義務の有効措置の見直し
- 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し
- 無申告加算税の見直し
- その他の改正項目

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

Q2 基礎控除の創設

相続時精算課税制度は、平成15年度に次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入されましたが、選択後は生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっています。

令和5年度税制改正では、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税制度の使い勝手を向上させるための見直しが行われたようですが、その見直しの内容について教えてください。

POINT

暦年課税との選択制は維持しつつ、相続時精算課税を選択した場合でも、毎年、暦年課税と同水準の基礎控除110万円までの贈与税が非課税とされます。

A 相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年の贈与税については、現行の特別控除2,500万円とは別途、課税価格から基礎控除110万円が控除できることとされます（相法21の11の2①、措法70の3の2①）。

この場合において、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等される特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、基礎控除110万円

内容見本 (A5判縮小)

Q2 要件の緩和措置

令和5年度税制改正では、スキャナ保存制度の利用促進を図る観点から、更なる要件の緩和措置が行われたようですが、その内容について教えてください。

POINT

入力者等情報の確認要件及び読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存要件が廃止されるとともに、帳簿との相互関連性を確認することができるように求める書類が重要書類に限定されます。

A 国税関係書類に係るスキャナ保存に当たっては、真実性及び可視性を確保するための要件を満たす必要があります。

令和5年度税制改正では、スキャナ保存制度の利用促進を図る観点から、次に掲げる要件の緩和が行われます。

- 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件（改正前：入力者情報の確認が必要）が廃止されます（旧電帳規2②・⑥三）。
- 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度（改正前：200dpi以上）、階調（改正前：256階調）及び大きさに関する情報の保存要件（改正前：日本産業規格A列4番以下であるときは保存不要）が廃止されます（旧電帳規2⑥二ハ・三）。
- 相互関連性要件について、国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるとい